

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月13日
【事業年度】	第19期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	宮地エンジニアリンググループ株式会社
【英訳名】	MIYAJI ENGINEERING GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青田 重利
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋富沢町9番19号
【電話番号】	03(5649)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	企画・管理部長 遠藤 彰信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋富沢町9番19号
【電話番号】	03(5649)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	企画・管理部長 遠藤 彰信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月28日に提出いたしました第19期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

独立監査人の監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（訂正前）

（省略）

監査上の主要な検討事項

（省略）

工事契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準及び（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、宮地エンジニアリンググループ株式会社は工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、工事進捗度を合理的に測定できる場合には当該進捗度に応じて、完成工事高を計上している。 （省略）	（省略）

工事損失引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(3)重要な引当金の計上基準及び（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、宮地エンジニアリンググループ株式会社は、当連結会計年度末の手持工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、当連結会計年度末日後の工事損失見積額を計上している。 （省略）	（省略）

（省略）

(訂正後)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

工事契約における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準及び(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、宮地エンジニアリンググループ株式会社は工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、工事進捗度を合理的に測定できる場合には当該進捗度に応じて、完成工事高を計上している。</p> <p>(省略)</p>	(省略)

工事損失引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(3)重要な引当金の計上基準及び(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、宮地エンジニアリンググループ株式会社は、当連結会計年度末の手持工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、当連結会計年度末日後の工事損失見積額を計上している。</p> <p>(省略)</p>	(省略)

(省略)

独立監査人の監査報告書

(訂正前)

(省略)

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(省略)

(訂正後)

(省略)

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(省略)